

## 目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

女性も男性も、それぞれの身体について十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、自立して健康に生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。

### 課題1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

女性の性や健康に関する理解においては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方があります。これは女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であるために、女性が自身の身体と健康に関して自らの意思で選択し決定する権利を認めようとするものです。生涯を通じての性と生殖に関する健康であり、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な性、妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

女性の生涯を通じた健康を保障するには、女性が自らの身体や性のありかたについて正しい知識をもち、自分の意思を明確にし、主体的に選択することが求められます。

しかしながら、性に関する興味本位な情報や産業が氾濫する中、性体験の低年齢化が進み、若年層の望まない妊娠や性感染症など、女性の健康をおびやかす要因が増加しています。

このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について市民への浸透を図るとともに、男女双方に向けて、成長過程のうちから性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会を提供する必要があり、互いの性を理解し、尊重し合う環境づくりが求められます。

#### 今後の取り組み

男女共同参画の推進のためには、女性も男性もお互いの身体的特徴を十分に理解することが必要です。女性の人権を考える上では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が重要であり、こうした考え方を広く市民に浸透させていきます。また、近年では若者のHIV/エイズや性感染症の拡大など、性の早熟化傾向が進んでおり、思春期における保健対策の充実を進めていきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
31	性に関する教育の充実 思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう性教育の充実を行います。	◇エイズや薬物乱用防止に関する教育の充実	○			学校教育課
		◇性に関する教育の充実	○			学校教育課

32	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	○	男女共同参画課 学校教育課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう、広報などによる周知や学習機会の提供を行います。	◇不妊検査、治療への助成	○	子ども政策課

## 課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

市民意識調査では、男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべき施策として、「生涯を通じた心身の健康維持と増進」が16%となっています。

男女がともに生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きるうえで大切なことです。

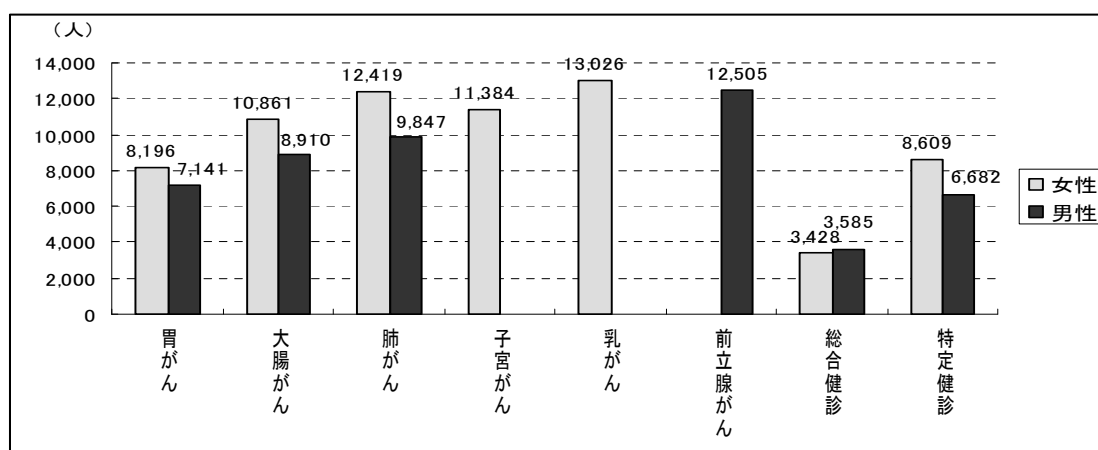
とくに、女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

一方、男性についても、ライフスタイルや年代によって鬱などの心の健康問題や生活習慣病などの健康課題があります。

生涯を通じて心身の健康を保持するには、一人ひとりが生活習慣を点検し、自律的に健康管理を行っていくことが求められます（図表21）。

### ◆各種がん検診、健康診査受診者（図表21）

（人）

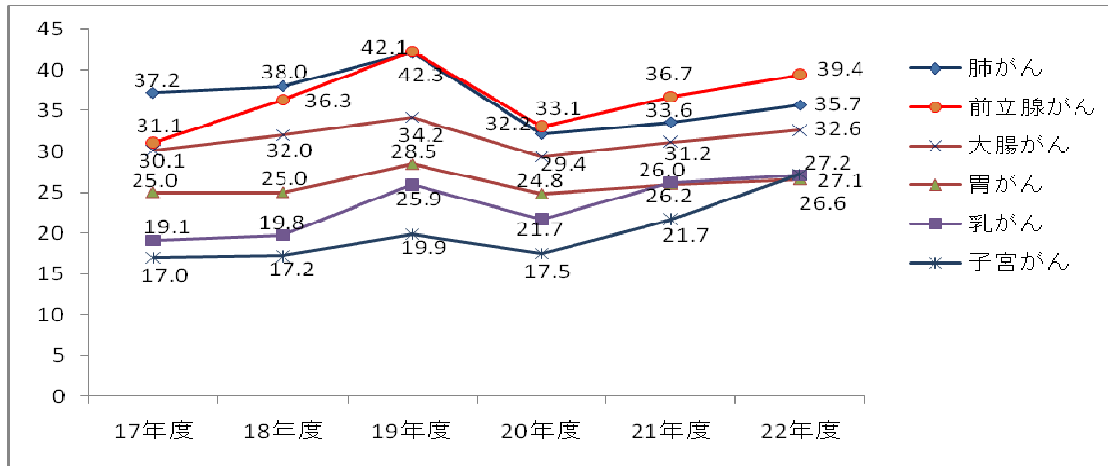


各種がん検診・総合健診：春日井市健康増進課（平成22年度実績）  
特定健診：保険医療年金課（平成21年度実績）

検診（健診）の受診や保健相談、健康教育などとおして、性差を考慮しながらライフステージやさまざまなライフスタイルに応じた心と身体の健康づくりを支援していくことが必要です（図表22）。

◆各種がん検診受診率の推移（図表 22）

（％）



資料：市健康増進課

今後の取り組み

女性も男性も生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きる上で大切なことです。特に女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があることから、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいきます。

No	施策	事業	役割分担			主な担当課
			市	事業者	市民	
33	心身の健康保持・増進のための環境整備  女性のがん罹患率が高い乳がんをはじめ、男女とものがん検診の受診勧奨、生活習慣病の予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。また、妊娠・出産や乳幼児にかかわる母子保健サービスの充実を行います。	◇妊娠出産期における健康支援	○		○	健康増進課 子ども政策課
		◇心身の健康づくり事業の推進	○		○	スポーツ課 健康増進課
		◇保健事業の基盤整備	○			健康増進課
		◇各種検診（健診）事業の推進	○		○	健康増進課 保険医療年金課
		◇出産・育児に関する相談の充実	○			子ども政策課
34	性差に考慮した相談体制の充実  性差を考慮するとともに、様々な年代やライフスタイルに応じた健康相談の充実を行います。	◇健康相談・保健指導の充実	○			健康増進課
		◇メンタルヘルス相談の充実	○			健康増進課
		◇養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談の実施	○			学校教育課

数 値 目 標

項 目 名	現状値	目標値 (平成 33 年度)
乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん) 27.1% 子宮がん) 27.2%	乳がん) 50.0% 子宮がん) 50.0%
特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)	34.6%	65.0%以上

## 目標V あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係づくりが基盤となる男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっています。

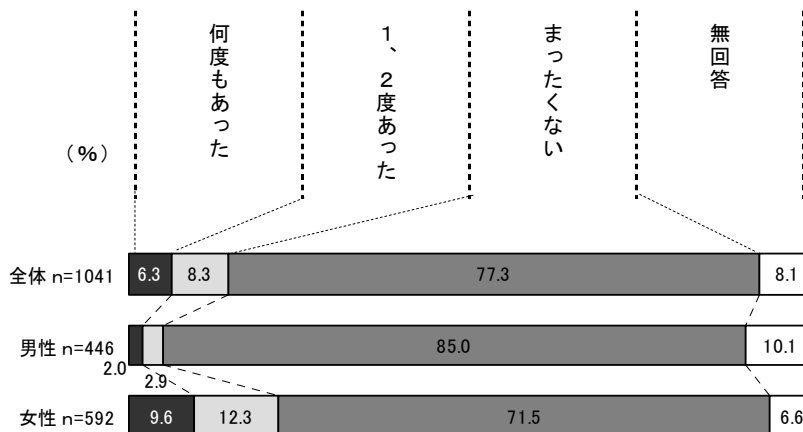
そこで、女性に対するあらゆる暴力の根絶は、喫緊の課題として取り組む必要があります。

本市では、平成18年度から青少年女性センターにて女性の悩み相談・女性のための法律相談を行っています。さらに、平成19年度には、男女共同参画課にDV専門相談員を配置、あわせて円滑な被害者の相談・支援が図れるよう、DV対策関係機関連絡会議を設置し、支援体制の強化を図ってまいりました。また平成20年度には、「春日井市DV対策基本計画」を策定し、「人権が尊重され、DVのない安心して暮らせるまちかすがい」を基本目標として各施策・事業に取り組んでいます。

### 課題1 男女間における暴力の根絶

市民意識調査では「配偶者から何らかの暴力を受けたことがある女性」の割合が21.9%にも上り、依然としてDVの被害者が存在することが判明しました（図表23）。

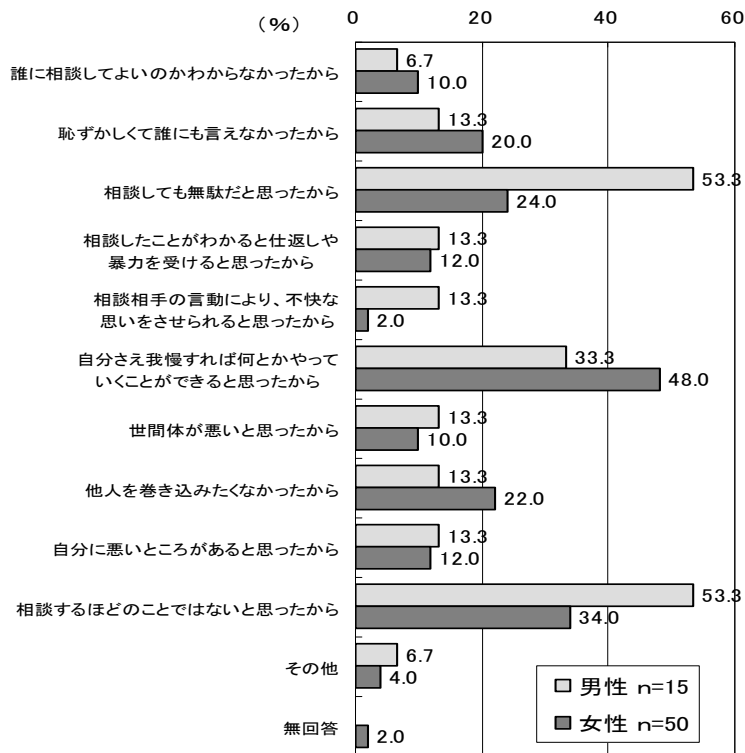
#### ◆一般市民男女の暴力被害の経験（図表23）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2010年）

また、暴力を受けたときに相談しなかったと回答した人の、相談しなかった理由として「相談するほどではないと思った」「相談しても無駄だと思った」との回答が多くみられました（図表24）。この結果は、DVの被害者ですら自分が暴力という重大な人権侵害を受けたという認識がないこと、及び、相談体制が薄弱であることを意味しています。

◆暴力を受けたときに相談しなかった理由（図表 24）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2010年）

さらに、DV相談窓口を知っている一般市民の割合は25.7%と、目標の30.0%を下回っています（図表3）。

これらの調査結果をふまえ、新プランでは、DVの啓発や教育の充実、相談体制の充実および広報の充実、被害者の自立支援などをさらに進めていくことが必要です。

とくにDVの啓発については重点課題とし、地域リーダーを対象に啓発講座を開催したり、町内の会合や学校等様々な場所での講座の開催を進めることで、DVが決して許されるものではないという意識を徹底させることが必要です。

**今後の取り組み**

男女間における暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、加害者と被害者がどのような間柄であるかにかかわらず、決して許されるものではありません。本市においては、平成20年度より「春日井市DV対策基本計画」を策定し、DV対策に注力してきました。市民意識調査結果を踏まえて、DVの啓発や教育の充実、相談体制及び広報の充実、被害者の自立支援などをさらに進めます。

## 課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

DVは、女性のみならず、その子どもの心を深く傷つけます。

暴力は女性にだけでなく子どもにも向けられることがありますし、また、子どもが暴力を目撃することによる心身のストレスは重大です。

DV被害にさらされ続けていると「暴力を止められない自分」として自己評価が低下し自分に自信が持てなくなったり、さらには、対人関係において「支配—被支配」の人間関係のパターンを学習してしまい、将来パートナーとの間に暴力が介在する関係をつくるという「暴力の世代間連鎖」の可能性が指摘されています。

暴力の連鎖を断ち切ることは、当事者だけでは困難です。

DVのある家庭の子どもを早期に発見する努力と、子どもへのカウンセリングや居場所づくりなどの支援を積極的に進め、暴力の連鎖を断ち切る必要があります。

### 今後の取り組み

DVのある家庭に育つ子どもに対して、早期発見と子どもの心理的ケア、居場所づくりなどの支援を進めます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
35	<p>春日井市DV対策基本計画の取り組みに基づく施策の推進</p> <p>DVなど女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、広報や講習などの啓発、関係機関との連携の強化、DVなどの被害や自立への相談体制の充実などを図ります。</p> <p>また、被害者のみならず、DVのある家庭に育つ子どもへの精神的な支援も行います。</p> <p>このため、本市DV対策基本計画の取り組みに掲げられた施策の推進に力を入れています。</p>	◇市民への広報・啓発の充実	○	○	○	男女共同参画課
		◇若い世代への教育の充実	○			男女共同参画課 学校教育課
		◇相談窓口の周知	○			男女共同参画課
		◇相談体制の充実 ・電話、面接、オンライン相談の充実 ・外国人への相談体制の充実	○			男女共同参画課 子ども政策課
		◇相談者の安全確保と保護体制の整備 ・警察との連携 ・一時保護施設との連携	○			男女共同参画課 子ども政策課
		◇生活再建への支援 ・住宅に関する支援 ・経済的な支援 ・就労に関する支援	○			男女共同参画課 子ども政策課 生活援護課 保険医療年金課 住宅施設課 学校教育課
		◇精神的な支援 ・医療機関の情報提供 ・高齢者、障がい者への支援	○	○		男女共同参画課 健康増進課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課
		◇関係機関・民間団体等との協力・連携	○	○		男女共同参画課
◇子どもへの支援 ・就園・就学への支援 ・子どもの心理的ケア	○	○		男女共同参画課 保育課 学校教育課		
※春日井市DV対策基本計画参照						



数 値 目 標

項 目 名	現状値	目標値 (平成33年度)
最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※ 21.9% (注2)	10.0%
DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※ 25.7%	40.0%

(注) 現状値の※ は、「男女共同参画に関する市民意識調査(2010年)」の数値です。

(注2) 現状値は、当時の質問内容が、「最近5年間」に限定せず過去の経験を聞いたものです。